

《北海道消費生活審議会委員意見》

- L P ガス販売事業者の「標準的な料金メニュー」の公表を規定できないか。
 - 『液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（ガイドライン）』が策定され、販売事業者は「標準的な料金メニュー等の公表」に取り組むべきとされている。
 - ・ 現時点で、この取組を実施している事業者は数パーセント程度。
 - ・ 賃貸アパート入居者は利用し、請求がされるまで料金体系が見えないのが実態。
 - L P ガス利用者が、その料金システムを見たいときに見ることができるよう、販売事業者による公表を義務化することが望ましい。

《液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針》

● 販売事業者が取り組むべき事項

- ① 標準的な料金メニュー等の公表
- ② 書面交付時の説明
- ③ 料金変更時の事前通知
- ④ 苦情・問合せへの適切・迅速な処理

- 販売事業者は、自社の標準的な料金メニュー等を公表することが必要
- 標準的な料金メニュー等を、不特定多数の者が自由に閲覧できるようホームページや店頭の見やすい場所に掲示
- 多数の料金体系がある場合、当面、平均的な使用量に応じた月額料金等の公表も可能

《課題》

- 意見を踏まえた条例改正の必要性

「表示」関係規定	備考
<p>(基本理念)</p> <p>第2条 消費者の利益の擁護及び増進は、道民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利が尊重されるとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう地域の状況に応じて消費者の自立が支援されることを旨として、行われなければならない。</p> <p>(1) 商品又は役務により生命、身体又は財産が侵されないこと。</p> <p>(2) 商品又は役務について、<u>適正な表示等</u>に基づいて選択すること。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(規格、表示等の適正化)</p> <p>第10条 事業者は、その供給する商品又は役務について、消費生活の安定及び向上に資するよう、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。</p> <p>(1) 適正な規格を定めること。</p> <p>(2) 品質、機能、価格、量目その他の必要な事項を適正に表示すること。</p> <p>(適正化の推進)</p> <p>第13条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者がその供給する商品及び役務について規格、表示（広告を含む。以下同じ。）並びに容器及び包装の<u>適正化の推進</u>を図るため、必要な指導に努めなければならない。</p> <p>(基準等の策定)</p> <p>第14条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、道民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、事業者が供給する商品及び役務に係る適正な規格、表示等の基準又は標準を定めることができる。</p> <p>2 知事は、前項の基準又は標準を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道消費生活審議会の意見を聴かななければならない。</p>	<p>【関係法】 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（通称；液石法）</p> <p>【指針】 液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（通称；ガイドライン）</p>

《L P ガスを巡る情勢》

- 液化石油ガスの取引適正化に関する調査結果に基づく改善通知（平成30年10月）の発出



＜ 北海道管区行政評価局 ⇒ 北海道経済産業局 ＞

- ☑ 北海道のL P ガス販売事業者における液石法令及び取引適正化ガイドライン遵守の意識を高めるため、消費者相談・販売事業者指導支援事業の目的を踏まえ、北海道L P ガス協会と取引適正化に向けた意見交換を定期的に行うこと

- L P ガスに係る地方懇談会の開催（消費者団体と業界との意見交換）

《対応（案）》

- L P ガスの料金表示に関しては、現在、ガイドラインに基づき、国が中心となって取組を進めている状況にあり、また、条例第14条に基づいて基準等の策定を行うことができることとなっており、条例改正は要しないと考えられる。